

いじめ防止基本方針

岩出市立岩出第二中学校

学校いじめ防止基本方針

平成26年3月10日作成
令和7年3月19日改訂

第1章 はじめに

第2章 いじめの定義

第3章 いじめの理解

- (1) いじめに見られる集団行動
- (2) いじめの態様

第4章 いじめの防止等の学校の取組

- (1) いじめの防止等の対策のための組織
- (2) 未然防止
 - ア 道徳教育及び体験活動等の充実
 - イ 生徒会活動等の活性化
 - ウ 生徒の人権意識の向上
 - エ 授業づくりの改善と工夫
 - オ 開かれた学校づくり
 - カ インターネット上のいじめの防止
- (3) 早期発見・早期対応
 - ア 早期発見
 - イ 早期対応
 - ウ 関係機関との連携
 - エ インターネット上のいじめへの対応
- (4) 教職員の資質向上
- (5) 家庭・地域との連携
- (6) 継続的な指導・支援
- (7) 取組内容の点検・評価

第5章 重大事態への対処

- (1) 重大事態の判断・報告
- (2) 重大事態の調査の実施と結果の提供
- (3) 重大自邸の発生を防ぐために
- (4) 学校がいじめにおける基本姿勢
- (5) 生徒・保護者からの申し立てがあった場合

第1章 はじめに

いじめは、生徒の心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えると共に、将来にわたって、いじめを受けた生徒を苦しめるばかりか、人間の尊厳を侵害し、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある絶対に許されない行為であり、本校でも起こり得るとの認識を持って取り組まなければならない。

そのためには、常に保護者や地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、学校全体で組織的にいじめの防止及び早期発見に努めるとともに、生徒がいじめを受けているときは、迅速かつ適切に対処し、さらにその再発防止に努める。

第2章 いじめの定義（いじめ防止対策推進法）

【第二条】

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象になった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、法に定められた定義に基づき行うものとする。その際、いじめられた生徒の立場に立つことを基本とし、表面的、形式的に判断するのではなく、いじめには様々な態様があることを踏まえ、生徒の言動をきめ細かく観察するものとする。

また、いじめの認知については、次の項目に留意する。

◆ 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や塾・スポーツクラブ等、当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。

◆ 「物理的な影響」とは、身体的な影響をはじめ、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことをさせられたりすることや、インターネット上での誹謗中傷なども意味する。

◆ 外見的に、けんかのように見えることでも、事実の全容をしっかりと見極め、生徒が感じる被害性に着目し、いじめかどうか判断する。

◆ インターネット上で悪口を書かれた生徒が、そのことを知らず、心身の苦痛を感じていない場合についても、加害行為を行った生徒が判明した場合は、適切な対応をとる。

第3章 いじめの理解

いじめはどの子にも、どの学校でも起こり得る問題である。いじめに気づくためには、「いじめは見ようとしないと見えない」との認識に立ち、いじめに見られる集団構造やいじめの態様についてしっかりと理解する。

(1) いじめに見られる集団構造

いじめは、加害・被害という二者関係だけの問題ではない。周りではやし立てたり面白がったりする「観衆」や、見て見ぬ振りをし、暗黙の了解を与えている「傍観者」も、いじめを助長する存在である。

また、一見仲が良い集団においても、集団内の力関係に上下があり、上位の者が下位の者や他者へのいじめを強要しているケースもあるなど、周囲の者からは見えにくい構造もある。さらに、直接の接点がないと思われる集団においても、いじめが発生する可能性があり、インターネット上のソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下 SNS）でのやりとりの中でつくられている関係についても留意する。

(2) いじめの態様

いじめは、冷やかしゃからかい・悪口・仲間外れにするなど、見た目にはいじめと認知しにくいものがあるほか、暴力を伴わない脅しや強要等がある。たとえ、冷やかしゃからかい等、一見、仲間同士の悪ふざけに見えるような行為であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、深刻な苦痛を伴うものになり得る。

特に、遊びのふりをして軽く叩く、蹴るなどは、周囲の者がいじめと認知しにくい場合もあることから、いじめを受けた児童生徒の心情を踏まえて適切に認知する。

本校では、いじめを認知する際の具体的な態様として、次のような例を参考にしながら判断するものとする。

【暴力を伴うもの】

- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする等

【暴力を伴わないもの】

- 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 金品をたかられる
- 金品・持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

第4章 いじめの防止等の学校の取組

(1) いじめの防止等の対策のための組織

ア いじめの防止等に組織的に対応するために、学校長が任命した構成員からなる、学校対策組織を設置する。

イ 学校対策組織の構成員は次の通りとする。

校長、教頭、生徒指導主任、人権部長、当該学年主任、当該学年生徒指導担当、当該担任、養護教諭、スクールカウンセラー（以下 S C）、スクールソーシャルワーカー（以下 S S W）

ウ 学校対策組織は次のような役割を担う。

- ① 学校基本方針が、学校の実情に即してきちんと機能しているかを点検し、必要に応じて見直すという PDCA サイクルの検証の中核となる役割
- ② いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ③ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ④ いじめの疑いに係る情報があったとき、緊急に会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴き取り、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割等

(2) 未然防止

いじめ問題を克服するために、本校の教育活動全体を通じて、全ての生徒を対象にいじめの未然防止の取組を行う。

特に、全ての生徒に「いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為である」との理解を促し、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動を行う。また、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度等、よりよい人間関係を構築する能力を養う。

ア 道徳教育及び体験活動等の充実

教育活動全体を通じて、生徒に、かけがえのない自他の生命や人権を尊重する心と態度を醸成するため、道徳教育の充実を図る。また、ボランティア活動、異年齢集団での活動等、他者と深く関わる体験を重ね、生徒の豊かな情操と道徳心を養い、よりよい人間関係を構築する能力の素地を養う。

イ 生徒会活動の活性化

学級活動等で、自分の意見や考えを交流したり、集団として合意形成したことを実行に移し、問題の解決や改善をはかったりする機会を設けることによって、生徒のコミュニケーション能力や自己有用感等を高め、社会に参画する態度や自主的・実践的な態度を醸成する。

生徒が自らの力で問題を解決し、自治的な能力を身に付けられるよう、生徒による自主活動や主体的な活動をあらゆる機会を通じて行う。

ウ 生徒の人権意識の向上

いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為である。このことをしっかりと受け止め、生徒に人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に身に付けさせ、自分とともに他の人の大切さを認めようとする意欲や態度、行動力を育成する。また、生徒一人一人が大切にされ、安心・安全が確保される環境づくりに努める。

エ 授業づくりの改善と工夫

授業においては、生徒に授業規律を徹底させるとともに、分かる・できる喜びや実感を与えられるよう、日頃から教材研究や授業研究を行うなど指導方法の工夫・改善に努める。

オ 開かれた学校づくり

本校が取り組むいじめ防止について、保護者への理解を促すとともに、PTA 等と定期的に情報交換したり、地域共有コミュニティや学校評議員の制度を活用したりするなど、いじめ防止のために家庭・地域が積極的に相互協力できる関係づくりを進める。

カ インターネット上のいじめの防止

生徒に SNS 等を含むインターネット上の不適切な書き込み等が重大な人権侵害行為であることをしっかりと指導するとともに、授業だけでなく、外部の専門家等を招き、生徒にインターネットの利用のマナーやモラルについて学習させる。

また、保護者に対して、フィルタリングの設定や各家庭においてインターネットの利用に関するルールづくり等の周知徹底をする。

(3) 早期発見・早期対応

ア 早期発見

いじめの発見の遅れは、早期解決を困難にさせ、問題の複雑化、深刻化につながる可能性があるため、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう意識を高く保つとともに、教育相談体制を整え、いじめを積極的に認知することに努める。

① いじめアンケート等の実施

いじめアンケートを6月、11月、2月に実施する。実施にあたっては、生徒が素直に自分の心情を吐露しやすい環境をつくる。回答の時間を十分に確保する。また、回収する際は、アンケート用紙を二つ折りにさせたり、封筒に入れさせたりして、学級担任等に直接提出させるなどの配慮を行う。

② 教育相談体制の充実

定期的に個人面談や、保護者を交えた三者面談を実施し、生徒や保護者の声に耳を傾ける。また、SCやSSW等を活用しながら、訴えやすい環境を整える。

イ 早期対応

① 安全確保

いじめを認知した場合、直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。

② 事実関係の正確な把握と情報収集

事実関係の面談は迅速かつ慎重に行う必要がある。

a 被害生徒の訴えを受け止める

被害生徒から事情を聞く場所と時間に注意する。丁寧にじっくりと傾聴し、被害生徒が何を望んでいるのか確認する。

b 必ずチーム（複数）で対応する

最も信頼関係のある教師（担任等）が対応し、正確に聴き取る。また、記録する者も必ず入れ複数で取り組むこと。

c いじめの実態と構造をつかむ

さらに、いじめの実態と構造を詳しく聴き取りする。加害生徒は誰と誰なのか、グループ化しているのか、どのくらいの頻度で、どのようなことが行われているのか、また、これまでにいじめを回避するためにどのような行動をとってきたのか、親には相談しているか等を把握する。丁寧に確認しながら事実と被害生徒の気持ちを理解し寄り添い行う。

d 必要に応じて被害生徒の保護者と面談する

子どもが教師に訴えて来たときには、すでに家庭で相談済みの場合もある。家庭での話し合いの結果、「先生への相談」という解決策も見られるため、子どもに親への相談の有無を確認し、「有」の場合には、早急に保護者と連絡を取る。

e 加害生徒のいじめに至る行動や心理的背景に留意する

加害生徒の働きかけには、個別に速やかに行う。加害生徒からは、その行為に至る心理的背景に考慮して聴いていく。

例) 加害生徒の反論 → 「どうして自分ばかり」

- ・ いじめたのは自分だけじゃない、どうして自分だけ叱られるのか
→ 「自己責任」について教える
- ・ いじめるつもりはなかった、嫌なら嫌と言えればいい。そしたらやらなかった。
→ 相手が望んでいないのに、プロレス技をかけたならそれは暴力行為だ。イヤだと言わないから、遊びのつもりだった、楽しんでたということにならない。
- ・ 加害生徒が、先日までは被害生徒だったという例もある

※ 加害生徒のいじめに至る行動・感情を注意深く丁寧に聴き取り、見立てながら指導すべきところはしっかり指導する方針で臨む。

f 情報収集後に学校対策会議を開く

情報収集後、速やかに学校対策会議を開き、対応を決定する。

会議では、被害生徒、加害生徒、校内からの情報、保護者からの聴き取り等、記録した情報を事実の経過に沿って共有する。共有した情報をもとに、指導・援助方針・指導体制を出す。

ウ 関係機関との連携

いじめが、犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる場合は、教育的な配慮や被害生徒等の意向への配慮の上で、早期に警察に相談し、適切に援助を求める。なかでも、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合は、直ちに警察に通報し、連携した対応をとる。

尚、生徒の安全確保及び犯罪被害の未然防止のため、警察署との連携が必要と認められる事案について、「きのくに学校警察相互連絡制度」に基づいて適時・適切に連絡する。また、県子ども・女性・障害者センターや青少年センター等関係機関との情報交換を適宜行う。

エ インターネット上のいじめへの対応

インターネット上に不適切な書き込み等を行っていると感じた場合、そのサイトを確認し、デジタルカメラ等で記録した上で、当該生徒及びその保護者に了解をとり、不適切な書き込み等のあるプロバイダに連絡し、削除を要請する。

尚、不適切な書き込み等が犯罪行為と認められる場合は、削除要請を依頼する前に警察に通報・相談する。

(4) 教職員の資質能力の向上

「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得る問題である」という基本認識に立ち、全ての教職員が生徒としっかり向き合い、いじめの防止等にきっちり取り組める資質能力を身につけられるよう、マニュアルやハンドブックを活用し、必要に応じて人権教育部とも連携しながら校内研修を行う。

(5) 家庭・地域との連携

保護者や地域住民の信頼関係を構築し、生徒の家庭や地域での様子を気軽に相談できる体制を整備する。また、いじめの防止等の取組について、保護者に理解を得て、PTA総会や三者面談等の機会に情報交換を行う。

さらに、地域住民の学校行事への参加を促したり、連携して該当指導を実施したりして、校外での生徒の様子を把握する。

(6) 継続的な指導・支援

学校対策組織やSC・SSW等を交えたケース会議を定期的に行い、生徒の人間関係を継続的に注視していく。いじめを受けた生徒については、継続的な心のケアに努めるとともに、自己有用感等が回復できるよう支援する。

また、いじめを行った生徒については、いじめの背景にある原因やストレス等を取り除くよう支援するとともに、相手を思いやる感情や規範意識が向上できるよう粘り強く指導する。さらに、当該生徒の保護者と常に連絡を取り合い、家庭での様子や生徒の言動を継続的に把握し記録に残す。

(7) 取組内容の点検・評価

毎年、いじめ防止等について、具体的な取組状況や達成状況を学校評価等を利用して確認するとともに、学校対策組織を中心に基本方針を点検し、必要に応じて見直す。

第5章 重大事態への対処

(1) 重大事態の判断・報告

次のような事態が発生した際、文部科学省で定めている重大事態対応フロー図をもとに、直ちに適切な対処を行う。

- 一. いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二. いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

重大事態については、次の事項に留意する。

- ◆ 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、次のようないじめを受けた生徒の状況に着目して判断する。
 - 生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を負った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合

- ◆ 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒がいじめにより一定期間、連続して欠席しているような場合にも、直ちに適切な対処を行う。

(2) 重大事態の調査の実施と結果の提供

ア 重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に報告する。

⇒ 重大事態が発生した場合、学校と教育委員会が連携し対応する

イ 学校対策組織が中心になって、事実内容を明確にするための調査にあたる

ウ 調査の際、アンケートを実施する場合は、その旨を調査対象の生徒やその保護者に説明するなどの措置を行う。

⇒ 詳細な調査に入る前に、対象児童生徒・保護者に対して、重大事態調査に関する説明を実施する。

エ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適時・適切な方法でいじめを受けた生徒及びその保護者に対して提供する。

⇒ 重大事態調査終了後、対象児童生徒・保護者に対して調査結果を報告する。

(3) 重大事態の発生を防ぐために

学校いじめ対策組織が校内のいじめ対応に当たって平時から実効的な役割を果たし、重大事態が発生した際も、学校と教育委員会が連携して対応をする。

(4) 学校のいじめにおける基本姿勢

重大事態調査を実施する際は、詳細な事実関係の確認、実効性のある再発防止策を講じる。また、学校だけでは対応しきれない場合は、直ちに警察等の援助を求め、連携して対応する。

(5) 生徒・保護者からの申し立てがあった場合

重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。なお、学校がいじめの事実等を確認できていない場合には、早期支援を行うため、必要に応じて事実関係の確認を行う。また、法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を実施する。

【いじめ問題への対応の基本】

- (さ) 最悪の事態を想定して
- (し) 慎重に
- (す) 素早く
- (せ) 誠意をもって
- (そ) 組織的に対応する